



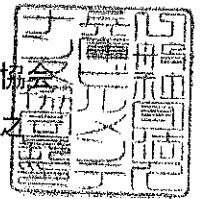
要 望 書

兵第202514号

令和7年10月1日

兵庫県知事 齋藤元彦様

(一社) 兵庫ビルメンテナンス協会
会長 井上寛



ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）における令和7年度
最低賃金額改定を見据えた契約金額の変更について（緊急要望）

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会ならびにビルメンテナンス業界へのご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、総務省および厚生労働省より各都道府県に対し、最低賃金改定に伴う公共調達契約への対応について、積極的な対応を求める通知が発出されております。

ビルメンテナンス業界では、最低賃金が5年連続で大幅に引き上げられていることに加え、社会保険料の適用拡大、資機材やエネルギー価格等の高騰などにより、特に中小企業を中心とした会員企業が非常に厳しい経営環境に直面しております。こうした中、賃金の引き上げ原資の確保が困難を極めており、安定かつ持続可能な事業運営のためには、コスト上昇分の適切な契約金額への転嫁が不可欠です。

つきましては、下記のとおり、貴職におかれましても、今般の最低賃金引上げに伴う契約金額の見直しについて、業界実情をご理解いただき、適切なご対応を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1. 契約金額の見直しについて

令和7年10月4日付で施行される最低賃金の引き上げに際し、下記の通知・指針等の趣旨を踏まえ、業務契約における人件費単価の見直しと、それに伴う契約金額の改訂をお願いいたします。

- 「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（平成27年6月10日健発0610第4号厚生労働省健康局長通知・最終改正令和7年9月5日）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）抜粋
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日、内閣官房、公正取引委員会）

2. 会員企業からの契約変更要請への対応について

総合庁舎・集合庁舎・単独庁舎・病院施設等において、当協会会員企業と契約中の業務（設備管理業務、清掃業務、保安警備業務など）に関して、契約金額の変更申請があった場合には、迅速かつ前向きにご判断いただきますようお願い申し上げます。

3. 市町への周知と対応の徹底について

貴県管内（政令指定都市を除く）の各市町に対して、本要望内容を周知いただくとともに、各自治体においても同様に適切な対応がなされるよう、ご指導のほどお願い申し上げます。

4. 契約変更要望額の算定方法について（例）

例：兵庫県の最低賃金が10月4日より、1,052円から1,116円に改定された場合
契約変更要望額＝今年度契約金額（月額）×80％（人件費比率）×6.1％（改定率）
×6ヶ月（改訂期間）

今後とも、会員企業が地域社会において安定的かつ持続可能な事業が展開できるよう、発注者としてのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。